



# ドメイン名について

一般社団法人  
日本インターネットプロバイダー協会

# ドメイン名との関わり

- 会員の多くはISPであるが、一部レジストラ事業者も現会員として存在している
- 多くのISP等は、ドメイン名のリセラーにはなっている
- 日本インターネットドメイン名協議会に参画
  - 地名のgTLDについて「地理的名称トップレベルドメイン導入の手引き」等の作成に参加
- 協議会解散後、地名のgTLDについて自治体などのサポートを行った。
  - (ここ数年は問合せ等なし)

# 「ドメイン名」は誰のモノか？

- ccに限らずgTLDにおいても、地名という公的な文字列を利用してビジネスを行う以上一定の枠組みは必要では無いか。
  - TLDの文字列については「公共財」だと言ってもいいのでは無いか？
- そのためには、公的名称を含む文字列に関しては、電話番号や住所のように、だれのモノでもないと考えるべきなのか。あるいは所有権をとという思考でいいのか、といった検討を行うべき。

# ccTLD・地名gTLDレジストリに求められるモノ

- レジストリを一般企業が運営しても一定の制限はかけられるべき
  - 「特定ドメイン名のWebやメールサーバを独占的に預かる？」といったビジネスモデル等は許されるのか？
- gTLDにおいてはICANNとの契約上、かなりの制約があるが、特殊なものが認められる可能性もある。
  - Cf. 「.tel」

# 地名gTLDについて

- 前回の地名gTLD申請に関する地方自治体の対応
  - 複数の申請企業に対して足きりのみで要望のあった企業すべてに同意書の発行した自治体もあり、また、選定委員会を設置して、選定した自治体もある。
    - これらに対する地方公共団体の認識が低いために特定企業の独占的システムによってユーザが一方的に不利益を被る可能性もある
  - 国等によって一定のサポートが地方自治体等に対して行われるべきではないか
  - 最終的に不利益を被るのは地名ドメインのユーザ
  - ただでさえドメイン名に関するリテラシーの低い日本が更に後塵を拝することにならないか

# 「ドメイン名」はみんなのモノ

- 公的な「TLD」を預かる以上、透明性・公平性等は自ずと求められるのではないか
- 国の重要インフラとなっているインターネットの基幹システムの一部である以上、一定以上の情報公開が必要
  - 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」
    - インターネットをすべての国民が利用できること
    - 現状では、JPRS社に不測の事態が起こった場合、政府が直接援助する、あるいはユーザを保護する法的根拠はない。
- ドメイン名がどのような「財」であるかを検討する必要は無いか

# 「.日本」選定委員会からのコメント

- 「.日本」の事業者選定時に選定委員会から付された以下のコメントについて留意する必要があるのでは無いか

## 5、選定委員会からのその他のコメント

「.日本」の監督の仕組みについては、今後協議会において検討されるものと考えるが、JPRSは、申請書全体を通して、既存の「.jp」の事業体制を「.日本」に適用することを提案しており、仮に監督体制も同様に既存の「.jp」の体制を適用することになると、答申内容から乖離することが懸念される。また、JPRSが「.jp」及び「.日本」双方の独占事業者となれば、これまでも増して事業の公正性、透明性・情報公開及び適切なガバナンスの確保が求められることになる。したがって、今後協議会において、答申の趣旨も踏まえ、「.日本」の監督の具体的仕組みについて適切に決定されることが望ましい。

# ccTLDと地名gTLDの運営事業者の 権利・義務を明確化(1)

- 国または地方自治体によるエンドースメント等にて、その文字列を利用する権利を有している。
- 他のインフラ等を担う企業の財務諸表開示と同じレベルで公表されるべき。
  - [公共交通機関、電気その他公的資産を独占(寡占)的に利用し事業を行うもの]
  - 個別の証憑まで必要は無いが、NPO等と同レベルに公表することによって、民間運営のメリットが損なわれることはあまりないと思われる。
  - もしあるとすれば、案じられる内容に応じて検討を行えばよいのではないか。



# ccTLDと地名gTLDの運営事業者の 権利・義務を明確化(2)

- 一定以上の信頼性を確保していることを証明すべき
  - 何をもって信頼に足りるかという議論も勿論あるが、事業継続と技術的な安定正等に関連して客観的・合理的説明が出来ることが求められるのでは無いか。
- 公共性の確保はある意味において政府の役割
  - 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 第7条